

三田市被災者支援システム構築業務委託契約 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市被災者支援システム構築業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 概要

(1) 件名

三田市被災者支援システム構築業務委託契約

(2) 目的

本市において災害が発生した際は、被災者の生活再建を迅速かつ公平に実施することが必須である。そのためには、災害対策基本法第90条の2において定められた罹災証明書の発行・交付、これらに係る家屋被害認定調査、及び、同法第90条の3に定められた被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）作成等について、デジタルを活用し効率的に実施することが必要不可欠である。具体的には、少なくとも①家屋被害認定調査をタブレット及びスマートフォンで効率的に実施できること、②罹災証明書を発行・交付できること、③被災者台帳を作成・管理できること、④避難行動要支援者台帳の作成・管理及び個別避難計画作成を実施できることが必要となる。

本業務は、被災者の生活再建を迅速かつ公平に実施するため、これら機能を備えた LGWAN-ASP を用いたクラウドシステムを構築することを目的とするものである。

(3) 内容

別紙「三田市被災者支援システム構築業務委託契約仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すとおりとする。

(4) 本委託業務で技術提案を求める特定テーマ

特定テーマ① 災害発生時のシステムの可用性や対応について

災害時に発生する停電や、通信の断絶など想定される災害リスクにどのような対策を講じているか。また実際に災害等で使用した際に得た知見によって独自提案があるか。災害時他市からの応援が想定されたシステム構成となっているか。

特定テーマ② サポート体制について

平時のシステム操作のサポートや研修の実施により、安定的な業務の遂行サポート体制が構築されているか。また発災時から災害収束までのシステムサポート及び支援体制が構築されているか。

(5) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで（予定）

・基本的には単年度ごとにクラウドサービス使用等に係る契約を締結するものとする。

2 予算

本委託業務の見積限度額は 11,053,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※これは契約時の予定価格を示すものではない。

※この予算額は、初期費用（設定、研修等）やシステム利用料、オンラインサポート費用など、本件の実施にあたり必要な費用一式を含む。（来年度以降の保守費用は含まない）

※契約金額については、本市と協議の上、随意契約の際に見積限度額の範囲内で見直すことがある（見積金額の増減がある）。

3 実施方式

「公募型プロポーザル」とする。

4 日程

スケジュールは次のとおりとする。

内容	予定日
公告日	令和6年7月11日（木）
参加表明書の提出期間	令和6年7月11日（木）から 7月26日（金）17時まで
質問書の受付期間	令和6年7月11日（木）から 7月19日（金）17時まで
質問への回答期日	令和6年7月23日（火）17時まで （市ホームページに随時掲載を予定）
参加資格審査結果（選定・非選定）の通知	令和6年8月2日（金）まで （書面及びEメールで通知を予定）
技術提案書等の提出期限	令和6年8月20日（火）17時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	令和6年8月27日（火）
プロポーザル審査結果の通知	令和6年9月10日（火）まで （書面及びEメールで通知を予定）
契約締結	令和6年9月下旬頃
本格運用開始	令和7年4月1日（火）
以後のスケジュールは、候補者との協議により決定する。	

※各実施日は、事務の都合により変更される場合があります。

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

<プロポーザル参加のための確認書類> ※追加資料の提供を求める場合があります。

① 代表者証明(商業登記履歴事項全部証明書)
② 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明(その3の3) ※ 滞納がないことが確認できること
③ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書) ※ 最新1年分の決算数値がわかるもの
④ 印鑑登録証明書及び使用印鑑届(様式任意)

- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例(平成24年条例第9号)第2条第3号に該当しない者であること。
- (6) 国税・県税・市税を滞納していないこと。
- (7) その他要件
 - ア 過去5年以内(令和元年度から令和5年度)に国または地方公共団体で本件と同種または類似の契約等を実施した実績を有していること。
 - イ 別紙「仕様書」に記載の、「1-4 基本的な方針」を遵守できること。

6 質疑・応答

- (1) 提出方法

別添の質問書(様式8)により、電子メールにて提出すること。

- (2) 提出期限

令和6年7月19日(金)17時00分(必着)

- (3) 提出先

三田市危機管理課 Eメール:kikikanri#city.sanda.lg.jp

※本資料をホームページに掲載するにあたり、迷惑メール防止のため、「@」を「#」に置き換えています。

- (4) 回答方法

質疑受付後、本件の公告を行った三田市ホームページに掲載する。

最終回答期日は令和6年7月23日(火)17時00分を予定する。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

様式等	提出部数
参加表明書(様式1)	各2部 (正本1部) (副本1部)
会社概要・実績(様式2)	
実施体制(様式3)	
管理・主任・担当予定者の経歴等(様式4)	
管理・主任・担当予定者の実績(様式5)	
5参加資格(1)で示した書類(三田市入札等参加資格者名簿に未登録の者のみ)	

(2) 留意事項

ア 実績は、委託業務契約したものを対象とすること。

イ 記載した実績について、契約書又は、その他実施したことが分かる資料の写しを提出すること。同種または類似した契約が複数ある場合は契約金額の大きいものを最大5件提出すること。また、担当予定者がその作業を担当したことを証する計画書または報告書等の該当部分の写しを添付すること。

※同種とは、別紙「仕様書」に記載の機能要件を満たした契約とし、類似とは、2つ以上の契約で別紙「仕様書」に記載の機能要件を満たしたものをいう。

ウ 様式4および5については、様式3「実施体制」に記載した担当予定者ごとに作成すること。

(3) 提出期限

令和6年7月26日(金)17時00分

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く9時から17時30分(最終日のみ17時)までの間に持参すること)

(5) 提出先

三田市危機管理課(送付先情報は「14 問い合わせ先および書類提出先」を参照)

8 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。結果通知は、令和6年8月2日までに書面発送及びメール送信を行う。

資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

なお、参加資格を有する者が4者以上あった場合は、「11 審査基準」の(1)技術提案書の提出者を選定するための基準に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として3者選定する。ただし、同評価の提出者が3者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りでない。

9 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
技術提案書（様式6）	10部
特定テーマに対する技術提案（様式7）	10部
見積書（様式任意）	10部

(2) 留意事項

ア 文字サイズは10ポイント以上とし、書体は見やすいものとする。

イ 本要領「1 概要」(5)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1テーマ、A4用紙4枚（片面）までとすること（A4用紙2枚分をA3用紙1枚として提出することもできる）。

ウ 見積書には、仕様書等に記載されたすべての仕様に係る費用の見積額（2 予算記載見積限度額11,053,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。））及び来年度以降保守を行う場合の金額の内訳を記載すること。

(3) 提出期限

令和6年8月20日（火）17時00分

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く9時から17時30分（最終日のみ17時）までの間に持参すること。）

(5) 提出先

三田市危機管理課（送付先情報は「14 問い合わせ先および書類提出先」を参照）

10 プレゼンテーション

以下のとおり、各社 45 分以内でプレゼンテーションを行う。その後、最大 45 分間で審査委員より質問を行う。

(1) 開催日

令和 6 年 8 月 27 日 (火)

(2) 実施場所・開始時間

参加資格審査結果通知にて、通知する。

(3) 出席者

配置予定の主任担当者を含め、3 人以内とし主任担当者が説明する。オンライン参加は認められない。

(4) デモンストレーション

システムの操作性については必ずデモンストレーションを行うこと。

(5) その他

三田市はプロジェクター、HDMI ケーブルおよびスクリーンを用意する。プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。プレゼンテーションが終わり次第、速やかに退室すること。

災害発生時等について、プレゼンテーションの開催日を延期する場合事前に連絡の上通知する。

11 審査基準

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。なお、選定は、次の「(1) 技術提案書の提出者選定基準」及び「(2) 技術提案書を特定するための基準」及び「(3) 参考見積価格」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

ア 分類「特定テーマに対する提案内容」の合計得点が高い者

イ 参考見積書の金額が低い者

ウ プロポーザル審査会による協議

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準 計 120 点

分類	評価項目	評価内容	配点
サービス提供経歴等(120点)	過去 5 年以内の本契約と同種または類似の実績	配点は、①同種の実績が複数ある場合、②同種の実績がある場合、③類似の実績がある場合の順位で評価。	30 点
	担当予定者の実績・能力	配点は、①同種の実績が複数ある場合、②同種の実績がある場合、③類似の実績がある場合の順位で評価。	30 点
		専門的なノウハウや知識、資格等を有し、本市の本契約においても活かすことが期待できるか。	30 点
	会社設立及び資本金等本業務の継続	本事業の長期的な運用が期待できる企業であるか。	30 点

	性		
--	---	--	--

- ・最低得点の設定なし。ただし、0点は失格とする。

(2) 技術提案書を特定するための基準 各委員 140 点計 840 点

分類	評価項目	評価内容	配点
機能要件 (80 点)	家屋被害認定調査	仕様書「3-2 システム機能」に関して仕様をどの程度満たしシステム使用者が使いやすいシステムか。	10 点
	モバイル調査機能		10 点
	罹災証明書発行機能		10 点
	被災者台帳作成・管理機能		10 点
	要支援者機能		10 点
	クラウドサービス要件	仕様書「6-1 クラウドサービス要件」に関して仕様をどの程度満たしているか。	5 点
	データセンター要件	仕様書「6-2 データセンター要件」に関して仕様をどの程度満たしているか。	5 点
	個人情報・情報セキュリティの遵守	個人情報保護・情報セキュリティを遵守するために組織として対策を講じているか。	20 点
特定テーマ① (30 点)	災害発生時のシステムの可用性や対応	災害時に発生する停電や、通信の断絶など想定される災害リスクにどのような対策を講じているか。また実際に災害等で使用した際に得た知見によって独自提案があるか。災害時他市からの応援が想定されたシステム構成となっているか。	30 点
特定テーマ② (30 点)	サポート体制	平時のシステム操作のサポートや研修の実施により、安定的な業務の遂行サポート体制が構築されているか。また発災時から災害収束までのシステムサポート及び支援体制が構築されているか。	30 点

(3) 参考見積価格 40 点

分類	評価内容	配点
参考見積価格	仕様書等に記載されたすべての仕様に係る費用の見積額及び来年度以降保守費用の5年分を含めた額の合計金額の低いものから相対評価する。	40 点

※技術提案書を特定するための基準点のうち、最低合格点数は6割以上とする。

1 2 技術提案書審査・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して書面発送及び電子メールにより通知する。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

1 3 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した担当予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者に変更することについて、市の了解を得なければならない。
- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に

適合しない書類の提出があった場合

- ・ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ・ 技術提案の際に提出された見積書の金額が、見積限度額を超過した場合（消費税に注意）
- ・ 本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合

(8) 特定された技術提案書の内容については、内容を精査したうえで、当該契約の仕様書に反映するものとする。

(9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(11) 提案に係る仕様書に記載のある内容については見積金額に含めること。ただし独自提案について、別途費用が必要となる場合は記載すること

14 問い合わせ先および書類提出先

三田市 危機管理部 危機管理課（本庁舎3階）

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

電話：079-559-5057 ファクス：079-559-1254

Eメール：kikikanri#city.sanda.lg.jp

※本資料をホームページに掲載するにあたり迷惑メール防止のため、「@」を「#」に置き換えています。